

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第2条及び霧島市電子入札運営要領（平成20年霧島市告示第86号）第8条の規定に基づき公告する。

令和 年 月 日

霧島市長 中重 真一

工 事 発 注 表	
公 告 番 号	第 号
工 事 発 注 部 課 名	(電話番号) 0995-45-5111 内線〇〇〇〇 (FAX番号)
発 注 工 事 種 別	
工 事 名	R2〇〇〇〇工事
工 事 場 所	霧島市 ●●● 地内
入 札 方 法	総合評価方式による条件付一般競争入札
工 事 概 要	
工 期	契約日の翌日～令和2年〇月〇〇日(〇)
入 札 書 比 較 価 格 (消費税・地方消費税抜価格)	事後公表
最低制限価格の有無	有 <del>一</del> 無
失格基準価格の有無	有
発 注 区 分 ・ 条 件	

中略

参加資格に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。</li> <li>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、現行の霧島市入札参加資格業者名簿に登録されている者。</li> <li>(3) 建設業法第29条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。</li> <li>(4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。</li> <li>(5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができること。</li> <li>(6) 公告から<b>落札決定</b>時までの期間において、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。</li> <li>(7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。</li> <li>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</li> <li>(9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。</li> </ul>
入札の無効に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。</li> <li>(2) 工事費内訳書の提出がない入札。</li> <li>(3) 工事費内訳書の内容が要件を満たしていないと認められる入札。</li> <li>(4) 予定価格を事前公表する入札において、入札書比較価格を超える入札書及び入札書比較価格10パーセント未満の額の入札書は無効とする。</li> <li>(5) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。</li> </ul>
落札者の決定方法 (総合評価方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>ア</b> 入札価格が予定価格以内で<b>最低制限価格霧島市低入札価格調査制度実施要領第4条に定める失格基準価格以上の者のうち、次の「総合評価の方法」によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。</b> <b>ただし、当該落札候補者の入札価格が同要領第3条に定める調査基準価格を下回るときには、落札者決定を保留し、同要領第7条に定める低入札価格調査を実施後、落札者を決定する。</b> <b>イ</b> <b>ア</b>の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</li> <li>(2) 予定価格を事後公表する入札の回数は、2回までとする。</li> <li>(3) 予定価格を事後公表する入札において、1回目の開札で落札者がなかった場合は再入札を行うものとし、再入札の日時等については、1回目の開札後にかごしま県市町村電子入札システムにより通知するものとする。</li> </ul> <p>総合評価の方法            評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）/入札価格×定数（100,000,000）            標準点は、<b>技術資料を提出した入札参加者全員に付与する点数で、調査基準価格以上の入札価格で入札した者は100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点とする。</b>            加算点は、別添の「総合評価方式（特別簡易型）」における評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数で10点満点とする。</p>
落札者の契約書案等の提出	落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を契約担当課まで提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をした者とみなす。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札書提出の際は、必ず工事費内訳書を添付すること。</li> <li>(2) 主任技術者又は監理技術者は、入札参加申込日から3箇月以内に雇用された者ではないこと。</li> <li>(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> <li>(4) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。</li> <li>(5) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を工事着手前に提出すること。</li> </ul>